

名護市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

令和6年3月1日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、その所管に属する公立小中学校の教育職員が業務を行う時間（教育職員が学校教育に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下「在校等時間」という。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下「所定の勤務時間」という。）を除いた時間を次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について 45 時間

(2) 1年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について 100 時間未満

(2) 1年について 720 時間未満

(3) 連続する、2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について 80 時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45 時間を超えて業務を行う月数 6 月

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（令和6年教委規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。